○国土交通省告示第四百四十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十四条の二第二号の規定に基づき、同号に規定する国土交通大臣が定める区間として、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する北海道旅客鉄道株式会社の江差線のうち五稜郭から木古内までを定めたので告示する。

平成二十八年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第四百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒神谷

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間

愛媛県東温市吉久

河川敷及び道路敷	
字谷口	五六一番一から五六一番三まで
	五六二番
	五六六番及び五六七番
	五六九番
	五七〇番一
	五七〇番三及び五七〇番四
字池ケ谷	六一一番一から六一一番九まで
	六一一番一一から六一一番一七まで
字猪ノ鼻	六一三番一から六一三番一四まで
字小打谷	六一四番一から六一四番二八まで
字荒神谷	六一五番及び六一六番
	六一八番三
字猪持谷	六二一番一
	六二二番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市吉久

字谷口	五四九番二　一号
	五四九番二　二号
	五五〇番一　三号
	五五二番二　四号
	五五三番三　五号及び九号
	五六六七番　六号
	五六六九番　七号
	五七二番　八号
	五五三番六　十号

○国土交通省告示第四百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道12号改築工事（北１条東歩道拡幅・北海道札幌市中央区北１条東１丁目地内から同区北１条東５丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　北海道札幌市中央区北１条東１丁目、北１条東２丁目、北１条東３丁目、北１条東４丁目、北１条東５丁目、大通東１丁目、大通東２丁目、大通東３丁目、大通東４丁目及び大通東５丁目地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道札幌市中央区北１条東１丁目地内から同区北１条東７丁目地内までの延長840mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道12号改築工事（北１条東歩道拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道12号（以下「本路線」という。）は、北海道札幌市を起点とし、江別市、岩見沢市、美唄市、砂川市、滝川市、深川市等を経由して旭川市に至る延長約156.9kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、複数の停留所を有するバス路線であるとともに、沿線には、大規模商業施設、病院、学校等が連たんしていることから、地域住民の買い物、通院、通学等に広く利用されている。また、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の交通量が多い区間であることから、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき札幌市が策定した「新・札幌市バリアフリー基本構想」（平成27年３月）において、主要生活関連経路等として位置付けられており、高齢者等の交通においても配慮を要する重要な区間とされている。

しかしながら、現道は、歩行者等の交通量が多いにもかかわらず、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める自転車歩行者道の幅員を満たしておらず、歩行者等は、路肩や車道の通行を余儀なくされ、交通事故も発生していることから、歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、道路構造令に定める幅員を有した自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年７月に任意で建設機械の稼働に係る大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても法令により定められた基準等を満足するとされている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動植物については学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は確認されておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、札幌市教育委員会と協議を行い、今後、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保することを主な目的として、道路構造令による第４種第１級の規格に基づき、自転車歩行者道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和27年７月８日に都市計画決定され、平成18年３月３日に変更決定された都市計画と、一部交差点の隅切り部を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。